

## 第433回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年7月29日(金) 13時30分～

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さぎり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	草 場 薫
	草 場 義 樹
	小 池 和 明
	矢ヶ部 教 馬
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	西 岡 剛 志
	平 野 智 子
	淵 上 正 樹
	松 永 智 彦

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	川 辺 博 之
賃金室長	川 浪 盛 雄
賃金指導官	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

#### 賃金指導官

定刻となりましたので、ただ今より、第 433 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、八谷委員が欠席ではございますが、審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数の 10 人に達していることを御報告申し上げます。

なお、本日は、3 名の傍聴者がおられます。佐賀県労連から 1 名、司法修習生が 1 名、あと佐賀県庁から 1 名の方が傍聴されておりますので、お知らせいたします。

傍聴人の皆様は、すでにお渡ししております「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、進行を富田会長にお渡ししたいと思います。富田会長、よろしくようお願いいたします。

#### 富田会長

皆さん、暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第 433 回佐賀地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

今日は、まず最初に委員の交代がございまして、これまで江島委員が出ておられましたけれども、西岡委員が委員に替わられました。今日初めてご出席いただいておりますので、一言御挨拶をいただければありがたいと思います。

#### 西岡委員

ただ今、御紹介いただきました、佐賀県中央会の西岡でございます。江島に替わりまして、この 5 月から務めさせていただいております。

どうか、よろしくようお願いいたします。

#### 富田会長

よろしくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、労働局長の方から御挨拶をお願いいたします。

#### 労働局長

委員の皆様方、本日は御多忙の中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本年度の佐賀県最低賃金の改定につきましては、先般 7 月 6 日の本審議会の場で諮問をさせていただきまして、本来であれば、本日この場で令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安額を伝達させていただく予定でしたが、御

承知のとおり、中央最低賃金審議会の方で答申がなされていないような状況でございます。中央最低賃金審議会にて御審議していただいた日から、1日、2日経っているところではございます。

聞くところによりますと、昨年度の中央最低賃金審議会においては、異例の採決となったことから、その後の審議の総括の場で、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」というようなことになったそうです。そのようなことも踏まえまして、今年度は丁寧な議論を行う必要がございますことから、目安額とその根拠・理由について、再度検討を要するため、さらに時間を置いて議論を行うこととしたと聞いているところでございます。

今回、目安額が示されていない中で進めることとなりましたけれども、ポストコロナを見据えて、経済の好循環を実現していくため、最低賃金の引上げを含めた人への投資を継続していくことが重要であること、また、エネルギーですとか食料品物価高騰など足下の経済情勢の変化などを踏まえまして、本年度における佐賀県の最低賃金額の改定決定について御審議いただきたく、どうぞよろしくお願いをいたします。

富田会長

どうもありがとうございました。

今、労働局長も言われましたように、例年と少し進み具合が異なっておりまして、通常であれば、本日の審議会で目安を説明いただいて、それから話合いに入るのですが、今年は御覧のとおりということでございます。

それでは、佐賀県最低賃金の改正についての意見書が法に基づいて提出されておりますので、その意見書の説明を事務局にお願いします。

賃金室長

賃金室の川浪でございます。

まず、お手元に配付しております「資料1」の意見について、御説明させていただきます。

なお、佐賀県労働組合総連合の方から、意見書の提出と併せてここにも書いてありますけれども、署名の提出をしていただいておりますので、そちらの方も御紹介しながら、説明をさせていただきます。

提出がありましたのは、7月20日であります。件名が「2022年度佐賀最低賃金額改定の目安検討にあたっての意見書」です。宛先が、「佐賀最低賃金審議会 御中」ということと、佐賀労働局長あてと佐賀地方最低賃金審議会議長あてとなっております。件名(タイトル)が、「佐賀県の最低賃金 821円を直ぐ

に1,000円以上に引き上げることを求める要請」となっております。署名が2,449筆となっております。読み上げますと時間がかかりますので、要旨を説明いたします。

まず、一つ目としまして、「物価高騰が労働者の暮らしを直撃している。コロナ禍、物価高騰が続く今だからこそ、最低賃金の大幅な引上げを求めることが必要である」というものでございます。

二つ目が、「佐賀県の最低賃金821円では、年収に換算しますとおおよそ170万円にしかならず、これについては、人間がまともな生活を営む水準ではありません。佐賀県労働組合総連合（以下、県労連と呼びます）が、2019年独自調査の試算では、男性が1,613円、女性で1,618円が必要であるという結果となっております。最低賃金では、その半分程度の金額しかなく、その結果、晩婚化や少子化、消費購買力の低下など地域社会が抱えている問題となっております。最低賃金の改定にあたっては、低賃金で働く人の生活実感をふまえた議論をしていただきたい」ということです。

次に、「最低賃金が上がると、失業者が増えるという主張がありますけれども、専修大学の山縣宏寿准教授と総務省や厚生労働省のデータを使った分析の結果、最低賃金の累積増加額が高い都道府県であればあるほど、失業率が減じている傾向があります。

以上、目安検討にあたりましては、佐賀県最低賃金を1,000円以上とすることと、都市部への人口流出を防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすことと、支払能力に傾倒した審議にならないように、最低賃金の支払を可能とするために、併せて国の支援を求めていくもの」という内容であります。

次に、「資料1」の43ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、7月22日に受け付けておりますけれども消印が7月20日でございます。佐賀地方最低賃金審議会あて、佐賀県弁護士会会長井寺修様から「会長声明の送付」ということです。

要旨としましては、まず一つ目に、「令和3年の佐賀県内の最低賃金を29円引上げたことは、貧困問題解消に一定程度資するものと評価ができる。

しかし、全国加重平均と109円の差は大きく、年収170万円ではワーキングプアのラインとされる200万円にも及ばない。

近時の社会情勢の影響で、生活関連費用が高騰しており、「労働者の生活の安定」も目的としている最低賃金制度。最低賃金法第1条の（目的）でもあります趣旨からも大きく引上げる必要がある」ということです。

一方、「最低賃金額の引上げにより大きな影響を受ける中小企業に対しては、税制負担の軽減措置等長期的継続的に十分な支援策を強化する必要がある。

地域経済の発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するために、さらなる最低賃金の引上げを求め、国に対して中小企業支援策の強化を求めるものです」ということでございます。

以上、提出されました意見書につきましての説明を終わらせていただきます。

富田会長

ただ今の説明について、各委員の皆様からのご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

安永委員

安永でございます。

弁護士会会長の声明が出されておりますので、一応、どういう趣旨で弁護士会会長声明が出されているか、改めて御説明します。特に弁護士会声明は、大会の総会などを経て決議を取って出しているというものではなく、あくまで弁護士会の執行部の方で上申をされ、審議を経て会長声明として発出されているものです。

その経緯としましては、弁護士会の中に「貧困と人権に関する委員会」という部会がございまして、主に労働者問題だったり貧困者問題等を検討・研修している部会であります。

これは、佐賀県弁護士会だけではなく全国の弁護士会、延いては、日弁連の方にもそれを総括する部会がございまして。

確認しましたところ、今年の4月に大幅な最低賃金の引上げを求めるといって、日弁連会長声明が出ております。各県大会においても、同様に会長声明を出すようにという要請を受けて、会長声明が出されているという経緯です。

特に、どちらに酌みするという話ではないですけれども、どういう趣旨で出ているかというところを、御理解いただければと思いましたので御説明いたしました。

富田会長

ほかにございませんか。

(意見、質問なし)

富田会長

それでは、今、2団体から意見書が提出されておりまして、いろんな賛同できるところもございますし、組み込めるならば組み込んで議論を進めるということで、次に進めさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、この段階で提出されている資料の説明をお願いします。

賃金室長

それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

資料は、資料2と資料3と参考資料でございます。

まず、資料2の1ページを御覧になっていただきたいと思います。こちらの方は、参考資料の5ページの方に数値がございますので見比べながら、見ていただきたいと思います。国内企業物価指数と企業物価指数ですが、2022年、今年に入りまして前年同月比でいずれも9%を超える水準で推移しているところ です。

ちょっと飛びますけれども、5ページの方を御覧になっていただきたい と思います。4ページと5ページは関連するものですが、5ページの方に消費者物価指数の前年同月比、こちらについては、持家の帰属家賃を除く総合ということで、総合の評価につきましては帰属家賃を除いておりますので、実際に市場での動きがあるものについてのみ評価しているということで、この表を使っております。

直近では、2022年6月に持家の帰属家賃を除く総合、いわゆる持家の自分のローンとかを除きますと、トータルでは2.8%ですけれども、それぞれのウエイトで見ますと、生鮮食品がプラス0.3%、生鮮食品を除く食料がプラス0.9%、エネルギーがプラス1.5%というところでございます。

一方、通信料は携帯電話が昨年かなりの格安プラン等で、その影響もあって総務省の統計では従来の4分の1という統計データも出ております。かなりそこはマイナスになっております。トータルでは、プラス2.8%という動きになっております。

次に、6ページを御覧になっていただきたいと思います。これは、消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移でございます。「基礎的支出項目」とは、いわゆる必需品的なもので生活に必要なものというところで、これは削れないわけです。折れ線グラフの月々の動きを見てまいりますと、基礎

的支出項目が直近では4.4、逆に嗜好性といえますか「選択的支出項目」につきましては、下がっているというところになっております。こちらにつきましては、「参考資料」の中分類指数の中で14ページから16ページにも、併せて全国の数値を載せておりますので、時間の関係上説明は行いませんが後ほどご覧になっていただきたいと思います。

それから、8ページを御覧になっていただきたいと思います。こちらについては、春闘の妥結状況でございます。前回の審議会で、中間ということで出させていただきましたが、こちらは、連合については最終というところで、規模別の計で見ますと2.2%となっております。昨年の2.03%から2.2%となっております。

かたや、経営者側の経団連の方の集計では、大手企業と中小企業の平均賃上げ方式で、大手企業が2.27%で中小企業につきましては1.97%となっております。

続きまして、9ページは夏季賞与・一時金妥結状況でございます。

それから、こちらの方が肝になる調査でございますが、10ページから20ページにかけて、令和4年度賃金改定状況調査結果の資料を掲載しております。まず、10ページの「3.調査事業所」のところをご覧いただきたいと思います。Dランクの調査事業所数が3,133事業所で、回収率が33.2%ございました。

早速、中身を見てみますと、12ページの第1表賃金改定実施状況別事業所割合を示したものです。産業計の説明をさせていただきますと、Dランクの1月から6月に賃金引上げた事業所が39.2%、引下げが1.2%で7月以降も引上げの予定なし事業所が45.7%、7月以降引上げ予定の事業所が13.9%となっております。

13ページは、第2表事業所の平均賃金改定率であります。Dランクの産業計、賃金引上げ実施事業所が3.9%となっております。

14ページになりますけれども、こちらの方は分布状況を示した表で、事業所の賃金引上げ率の分布の特性値を示した表で、賃金の統計でよく使う数字として第1・四分位数、四等分したものです。後、十等分した第1・十分位数とかよく使いますけれども、要は、中間値を上位のグループと下位のグループが半分ずつ、ですので、四分の一ということになっております。下位の方が25%で上位の方が75%、その差が14ページの数式でいうと(Q3)から(Q1)を引いた値になりますので、その差がここの中位数のところの近傍のどのくらいばらつきがあるかということになります。

専門部会の方で資料として提出しますけれども、第1・十分位数というのが出てきますけれども、御覧のとおり十等分したその近傍値でございます。賃金

改定状況調査では、第1・四分位数を使っております。こちらの方の分散係数が、Dランクは0.73となっておりAランクよりは大きな係数となっております。

次に、15ページの方は、第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）で、17ページの第4表 までいろんな内訳の賃金上昇率を示した表となっております。

まず、15ページの方は、男女別の内訳を示した表になります。賃金上昇率のDランクを見ていただきますと、男女計で1.9%となっております。昨年度が0.3%となっておりますので、かなりDランクで上昇しています。

次に、16ページの第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）になりますけれども、それぞれのDランクを見ていただきますと、一般パート計で1.9%、昨年が0.3%でした。下の方が、一般労働者で2.0%、昨年が0.5%でした。パートは、Dランクは1.5%です。

続きまして、17ページの第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計)の表になります。Dランクの計を御覧になっていただきたいと思いますが、賃金上昇率が計で2.4%、昨年と比べれば昨年在籍率が1.2%となっておりますので倍増しております。

それから、ちょっと飛びますけれども21ページから23ページの表は、生活保護と最低賃金の比較についてであります。別の資料になりますが、資料3の14ページから17ページを御覧になっていただきたいと思います。こちらの方は、生活保護と最低賃金の比較を計算した説明資料になります。

資料3の14ページから17ページでございます。このようにして計算しますと、15ページの方に結果を書いておりますけれども、生活保護から最低賃金を引きますとマイナスになりまして、月当たりの平均労働時間が173.8時間で時間単価に換算したものですけれども、190円最低賃金が生活保護の水準を上回っており、最低賃金については問題がないというところになっております。

次に、資料2に戻っていただいて24ページを御覧いただきたいと思います。こちらの方につきましては、「最低賃金に関する基礎調査」でございます。先ほどの、賃金改定状況調査は厚生労働省の方で実施しておりますが、最低賃金に関する基礎調査につきましては、各地方労働局で行っております。24ページの表は、地域別最低賃金額と未満率及び影響率のランク別の推移を示した表でございます。平成24年度から令和3年度の調査結果を表しております。Dランクの直近になりますと、令和3年度につきましては、未満率が1.5となっております。未満率というのは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下



回っている労働者の割合になります。影響率とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示した値になります。

次に、25 ページを御覧になっていただきたいと思います。令和3年の調査になります。地域別最低賃金の未満率と影響率を出しておりました、事業所規模が30人未満（製造業等は100人未満）を対象として、未満率が佐賀の方は1.0%、影響率が18.2%となっております。

ですので、前回の最低賃金額821円に比べて、18.2%の労働者に何らかの影響があるという統計データとなっております。

それから、賃金構造基本統計調査につきましては、統計法上の基幹統計調査になります。26ページの方ですけれども、こちらの方は、同じく未満率と影響率でございます。こちらは、グラフで示したものです。賃金構造基本統計調査の令和3年分で、調査資料が少し違う関係で値が違いますけれども、事業所規模が5人以上の民営事業所で、先ほどの25ページの方が、最低賃金に関する基礎調査ということになります。

続きまして、前回の審議会で、質問と要望がございましたものを参考資料としてまとめさせていただいております。参考資料を、御覧になっていただきたいと思います。

まず、草場（義）委員の方から、物価高についての資料をというお話でしたので、2ページから全国の消費者物価指数及び前年同月比（佐賀市）を、また、全国の前年同月比は、資料2の4ページの方になります。先ほど説明しましたように、帰属家賃を除く総合評価でプラス2.8%となっております。

参考資料の2ページですが、赤色の方が佐賀市の消費者物価指数、点線の方が、全国の消費者物価指数という形になります。棒グラフの方が、対前年比となっております。

3ページの方は、中分類指数の一覧になります。令和3年の平均と令和3年6月と、対前年の同月を見るために令和4年5月と6月を掲載した表となっております。帰属家賃を除く総合が、対前年同月比で3.1%となっております。

それから、13ページから16ページにつきましては全国のデータの中分類、17ページから22ページは佐賀市の中分類の数値になります。23ページから30ページは、衣食住と光熱費関係の折れ線グラフでございます。例えば、23ページでありますと、赤色が全国の折れ線グラフで佐賀市が青色になります。これは、食料品の消費者物価指数の折れ線グラフとなっております。

それから、27ページの方に食料品の対前年同月比の増減率を付けておりました、直近の令和4年6月分が佐賀市は4.1%、全国が3.7%増の指数となっております。

それから、31 ページから 32 ページは、佐賀市の小売物価価格の推移です。こちらについては総務省の「小売物価統計調査（動向編）」の出所で、令和 3 年 1 月から令和 4 年 5 月までのデータを掲載しております。結構変動があったものにつきまして黄色でマーキングさせていただいております。

それから、甲斐会長代理から要望がございました資料を、6 ページに付けさせていただきます。消費支出と消費性向を載せております。通常 30 万円代で推移しておりますが、今年の 3 月は 27 万円代です。全国の動きも見たいということで、全国のデータも追加で入れさせていただいております。調べましたところ、コロナの関係で令和 4 年 1 月 27 日から 3 月 6 日まで、佐賀県内で新型コロナウイルスの蔓延防止措置がとられており、消費性向も削がれたのではないかというふうにも思われます。

それから、安永委員から要望がありました実質賃金について、8 ページの方に、前回の資料から追加しております。

実質賃金指数ということで、毎月勤労統計調査からきており、「月間現金給与総額」と「きまって支給する給与」があります。「月間現金給与総額」につきましては、6 月・7 月と 12 月に増えておりますが、総額に賞与等が入っております。「きまって支給する給与」とは、月給の給与の部分になります。「きまって支給する給与」の方が実質賃金に近いと思います。それで見ますと、直近であれば全国で「きまって支給する給与」が 1.4、佐賀のデータがまだ出ておりませんので、前年比で見ますと 4 月のデータでプラス 2.2 です。ただ、「月間現金給与総額」を対前年で比較しますと 0.7 となっております。

次に、11 ページから 12 ページは、実質賃金指数をグラフにしたものです。バックデータとしては、10 ページに掲載しているものです。11 ページから 12 ページは、それを折れ線グラフにしたものです。

続きまして、甲斐会長代理から要望がございました、ハローワーク求人票の毎月の動向を見たいということでした。直近の 2 か月分を、こちらについては毎月 1 日ハローワークの方で、佐賀労働局のホームページの方に掲載しております。翌月の 1 日に公表いたしますので、直近の 5 月度と 4 月度の資料を、33 ページから 44 ページにかけて掲載しております。佐賀労働局管内の 6 か所のハローワークの、それぞれの 4 月・5 月の分を掲載させていただいております。

こちらの方を見ていただきますと職業計、職種の方が分かり辛いですけれども、例えば、35 ページのハローワーク唐津で見ますと、月々によってばらつきがありますが、一番高くて求人賃金（パート）の賃金下限（時給）が 1,508 円、それから 43 ページのハローワーク鹿島の賃金下限（時給）が 914 円です。それから、職種毎で一番低いのが、39 ページのハローワーク伊万里に 821 円というのがあります。

以上で、事務局からの資料の説明を終わります。

富田会長

どうもありがとうございました。

かなりボリュームのある資料の説明でありましたけども、我々としてはもっとも定番的に注視するのが、資料2の10ページ「令和4年賃金改定状況調査結果」です。これは、毎年最低賃金審議会が始まる前の5月頃に実施し、これを表になおして、第1表、第2表、第3表、第4表とあって、特に第4表というのが数年前までは、第4表の賃金上昇率に着目している三者で協議していた資料です。勿論、今これも当然継続調査を行っていて今年の数字がどうなったかというのは、今、示されております。

そのあと、労働局の調べてくれた資料があって、その後、前回各委員から要望のあった資料を説明いただきました。

かなり多岐にわたったのですが、要望された方もおられますので、何か御意見、御質問等がございましたらお出しください。

西岡委員

すみません。中央会の西岡です。

富田会長

はい。西岡委員どうぞ。

西岡委員

再度、お聞きしてもよろしいでしょうか。あまりに量が多くて、消化しきれないものですから。

先ほど、図を使ってご説明をされましたけれども、それ自体の内容が良く理解できなかったものですから、端的にどういうことを説明されたのか、もう一度、簡単にご説明をいただきますか。

それと、賃金引き上げの関係で、引上げ率がコロナ禍前の令和元年と令和2年と比較したものがございますでしょうか。あれば、どのようになっているか教えていただければと思います。

賃金室長

資料2の14ページに、第3表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」に、第1・四分位数、中位数、第3・四分位数というのがあります。四分位とは、四等分です。あるデータがあり大きいものから小さいもの、賃金であれば低い

順から高い方に並べていきますと、分かりやすく対称としていますが、通常、賃金分布はそうはならないです。絶対に中間値がピークになることはないですけども、分かりやすくするため説明させていただきました。いわゆる四分割です。四分割というのは、0から100%のうち、中位数が50%それから25%が第1・四分位数というものです。第3・四分位数は75%です。第3・四分位数から第1・四分位数を引くと、その範囲ですね。中間の範囲のうちどれだけその近傍で平均的な中間くらいの方が、どれくらいばらつきがあるかというケースになります。ですので、中位数で割ると傾きになりますし、掛ける2分の1になると分散係数になります。いわゆる、ばらつきですね。ですので、分散係数といいます。

そのあとにお話ししましたのが、専門部会の方で第1・十分位数とかそういったものの統計用語があります。十分位数は十分位で分割していきまして、10%と高い方の十分位数との間の中位数という評価のやり方もあります。

西岡委員

結果、今の説明の賃金引上率の分布の特異性として、今回、どういうふうになっているということですか。結果どのように見ればいいですか。

賃金室長

分布なのでAランク、Bランク、Cランク、Dランクというのが、中央最低賃金審議会の目安のランク付けであります。その相対的な話ですが、賃金改定状況調査の賃金の分布状況が、どのくらい中位数、中間値の近傍でどのくらいばらつきがあるかという比較になります。

Aランクの方が値が小さいので、そこはDランクと比べると値が小さくなっておりまして、係数の中間値がそこに寄っているのが多いと言えます。

富田会長

川浪賃金室長すみません。

最初の質問の、図によって説明されていたのはどうゆうことかというのに、合致しているかどうか分かりませんが、今話題になっているのは14ページの第3表「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」ですよね。この意味は、私は実はこの調査全体が「賃金改定状況調査報告」ということで、毎年、最低賃金審議会の議論が始まる春ぐらいに行っている、ホットな新しい情報です。毎年ずっと行っているから、信頼度も高いですしこの14ページの集計というのは、川浪賃金室長が今言っていたように、もう一つ重要な調査があります。

「最低賃金に関する基礎調査」というのがありまして、これは、今回出てきていないですけれども、これは専門部会が始まった所で使う資料です。そちらに、第1・四分位数といって、四分位で四つに分けて賃金の低い方から高い方へ四つに分けていって、低い方の25%のところは何円かというのが第1・四分位数です。「最低賃金に関する基礎調査」の方では、第1・十分位数、第1・二十分位数というのが出てきます。これは、調査母体が違う調査なので、こちらの第1・四分位数とは、そもそも第1・十分位数、第1・二十分位数ですので性格が違うし、先ほどの説明で川浪賃金室長から少し話が出てきましたけれども、それは考えなくていいと思います。もう一個同じようなものがあるとか、ここで言われたら混乱するだけですから。

今までこの調査自体は毎年行っていて、データは蓄積してきています。改定調査で第1・四分位数を出すということは、例えば、Aランクの第1・四分位数は、今年は1.3%上がっているという意味ですよ。

去年のデータがあって、Aランクの第1・四分位数が、例えば、1.0%しか上がってなかったら今年は1.3%上がっているので、0.3%今年の方がより上がったじゃないかというふうに見るものです。データを元に、今年のデータを取り込んで比較できる。これは全国で行っているものです。

もう一つ疑問を出されたと思いますので、答えいただければと思います。

最近の賃金の令和元年あたりからの賃金の変化で、一番分かりやすいのを見せて下さいということでしたよね。

西岡委員

はい。

12ページに、賃金改定実施状況がありますので、令和3年の実績は全体では分かりますけれども、例えば、Dランクで言いますと39.2%の事業所ですけれども、これが例えば、令和2年のコロナ禍前の状況とどういふふうになっているかを知りたいと思いました。

賃金室長

手元に賃金改定状況調査の資料、令和2年、令和元年それ以前も資料を持ってきておりませんので、後ほど回答したいと思いますので、よろしく申し上げます。

富田会長

皆様、ほかにお気づきになった点、ご質問になりたい点がございましたら、どうぞお出してください。

私の方から、もう一点よろしいでしょうか。最初に話題になっていた、「賃金改定状況調査報告」の第4表で、去年も在籍していて今年も在籍していた労働者に絞って、どのくらい変化したかというのがありました。

17ページの第4表で、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象として集計した賃金の変化というものです。

去年いなかった労働者と去年からいた労働者と分けて、去年からいた労働者だけを見てみるということはいいことだと思います。

富田会長

あと、ほかにお気づきになった点とかございませんか。

松永委員

はい。

富田会長

どうぞ。

松永委員

経営者協会の松永です。

まさに第4表の ですが、先日、経営者協会の各県の最低賃金審議会の委員になっているメンバーが集まって話をしました。この第4表の は、下の資料注を見ていただくと、一番最後の方に、労働者は25,609人（83.9%）とございまして、集計対象労働者のうちの83.9%の人たちを対象とした表です。

タイトルにもありますように令和3年6月と令和4年6月に在籍していた労働者とあります。つまり、令和3年6月に在籍していない人たちは除いていきますので、令和3年6月に属さない人はどういう人かということ、それ以降に就職した人ということになるので、その人たちを除くと上昇率は必然的に上がるので、これは参考にならないのではないかと思います。

草場（義）委員

これは、定年退職した人が加味されていない、新しく入った人も加味されていないというのがこの表になってくるので、いわゆる純然たるタイトルにあるように去年の6月にいた人と今年の6月にいた人が、1年経ったらどのくらい上がったかという表です。

だから、抜けた人がいる、入ってきた人がいるところを加味していないので、あまり正しくないのではないかと思いますよ。

松永委員  
そうです。

富田会長

そこは、意見が分かれるところかも知れませんが、それは専門部会でどれくらい使えるかは、議論の余地があるだろうと思います。

今日のところは、この表についてはこれくらいにして、他にお気づきになった点等ございませんか。

(意見・質問なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、全部の資料を使って議論できるとは限りませんが、また恐らく専門部会でこれを振り返りながら議論はできると思いますので、特に専門部会に入られる委員の方は、良く目を通していただきたいと思います。資料の説明につきましては、これくらいにさせていただきたいと思います。

次に、議事次第の(2)「佐賀県最低賃金専門部会の委員について」ということで、委員任命の状況について事務局より説明をお願いします。

賃金室長

それでは、事務局から説明をいたします。

お手元の資料4を御覧いただきたいと思います。「佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿」ということで、付けさせていただいております。

専門部会の委員の公示を、7月22日まで推薦公示を行いまして、労働者代表委員、使用者代表委員ということで3名ずつ、公益代表委員を含めて合わせて9名推薦していただいた結果、資料4の「佐賀地方最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会委員名簿」に示す委員の方を、専門部会の委員として任命させていただきました。名簿につきましては、五十音順でご掲載させていただいております。

以上です。

富田会長

皆様、今御説明いただいた皆様に専門部会を立ち上げて、審議して行くということになります。よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは、専門部会に所属される委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それから、本日は目安伝達を予定していたところですが、皆様も報道等で御承知のとおり、中央最低賃金審議会での議論が持ち越しとなり、目安額がまだ示されておられません。

これは、重要な提案でございますが、通例では、目安伝達は本審議会で行うこととなりますが、今年は目安額がいつ示されるかはわからないことから、目安伝達は専門部会で行い、専門部会委員以外の委員の皆様には、事務局より個別に伝達するという方法を探りたいと思います。

また、専門部会につきましては、目安が示された後、第1回を開催することとし、予定されていた日程で目安が示されなかった場合、順延したいと思います。

いかがでしょうか。

(異議なし)

富田会長

よろしいでしょうか。

本当に、そうならない方が良いに決まっていますが、規定上も直行方式を採っても問題はないということを、事務局に確認してもらっています。

それでは、目安が出た時点から専門部会を開催して、そこで議論を進めていくというやり方で、進めさせていただくことにいたします。

皆様、どうもありがとうございます。

草場(義)委員

今もう資料5の「審議会開催日程」の話になっていませんか。

富田会長

そうですね。

草場(義)委員

それに関連して少し話をしたいのですが、よろしいですか。



富田会長

資料5は、専門部会の日程表ですよ。

草場（義）委員

資料5を1枚めくると、第1回本審改正諮問、第2回本審目安伝達というのが今日ですよ。今日、ここで目安が伝達できなかったのが、8月1日か若しくは8月3日の専門部会で、目安が出た時点でお伝えをしましょう、というのが今確認されたところですよ。ここまでは、私も賛成です。

それで、次のページの「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）」を見ると、我々の思いとしては、発効は10月1日で行きたいという強い思いがあります。すると、一番右側の10月1日発効日を見ますと、8月5日に結審をしないとダメだというのが見えます。土曜日、日曜日も含めて開催すれば、10月1日に間に合いますというのが見て取れる表です。

我々の思いとしては、10月1日発効に全力を向けてやりたいので、分かりやすく言うと、8月6日土曜日も7日日曜日も辞さないくらいの気持ちで、臨まさせていただくということを述べさせていただきます。

1枚戻っていただきますと、8月5日の第3回専門部会これが実質第2回になるのかも知れませんが、ここまでにしっかり議論をしたいという思いを御理解いただきたいと思います。

以上です。

富田会長

具体的な提案ですので、分かりやすいと思います。事情は皆様お分りのとおりで、法定どおりで発効したら、8月5日に決めないと10月1日に発効できないですけど、とにかくやれるだけやってみようということです。

そうすると、今は8月1日、3日、5日に専門部会を組んでいますが、1日は恐らくダメですので、そうすると、3日と5日ということになります。2回目で決まれば、8月5日に決まることになりますが、今まで2回目で決まったことはないの、できれば、今おっしゃった草場（義）委員の気持ちとしては、土曜日曜日のどっちかに開催してみたいということですよ。

草場（義）委員

という気持ちでやりたいということですよ。

富田会長

いかがですか、皆様。  
これは提案ですが、いかがでしょうか。

草場（義）委員  
ただ、日程調整しなければならないので、事務局が大変だと思います。

労働基準部長  
そこは、委員の皆様方の気持ち揃えば、事務局としてはきちんと設定させていただきます。

富田会長  
はい、甲斐会長代理どうぞ。

甲斐会長代理  
私は考え方として、土曜日曜日に専門部会を開催するということに反対します。その前に、決めるべきものは決めるべきだし、それでダメだったら延びるしかないということだと思います。

富田会長  
事務局としては、対応は可能だということですね。

労働基準部長  
事務局としては、また日程調整等の必要がございますので、それは具体的に確認してみないと分かりませんが、場所の確保等については可能ではありません。

富田会長  
まず、考え方とあと日程が合うかどうかという、二つクリアしなければならないと思いますが、皆様どうでしょうか。

安永委員  
今、甲斐会長代理の意見を前提とすると、日程調整する前に土曜日曜日に専門部会を開くことの是非というところの決を採るかどうかが、そこはまず検討が必要ではないかと思った次第です。

富田会長

そうですね。開くべきでないという考え方も当然あるし、やっぱりある意味では事前条件みたいな、いかがですか。

日程調整をする前に、やっぱりやるべきかやらざるべきかというのは、確かに会議の持ち方として会議の在り方として、どう考えるかというのはありますから。

松永委員

私も2回目の参加なので、優先順序が分からないのですが、10月1日発効したいから日程調整をし、10月1日発効に持っていくために日程調整を組んでいくのか、片方で中央最低賃金審議会がずれているから、目安が出なかったからというのが前提にあるので、どちらを優先させたらいいのかと。

富田会長

形式的なことを言えば、10月1日に発効させなければいけないというわけではないです。勿論、草場(義)委員ほか労働者側は恐らく、これは三者共通なのか、早く発効するのであればそれに越したことはないというのは、皆様恐らくそれはそうだよねとおっしゃると思います。

ただ、会議というのは一応条件の基に設定されている会議で、早く決めて早く発効させたいというのは、それは労働者側は特にそう思うし、皆さんも頭の中ではそう考えておられると思います。

ただ、今までの会議の慣行みたいなものを、崩してやるかどうかということです。そここのところは、次元の違う問題といえれば次元の違う問題で、労働者側の気持ちは分かりますけれども、ただ会議の在り方としてはそういう気持ちは重視するけれどもというところです。

ほかの皆様、いかがでしょうか。

松永委員

各県の使用者側代表委員が集まった場ではそういう話が出て、10月1日発効は間に合わないのではないかという話が出た中で、使用者側としては、では何が問題なのかと。11月1日でも良いではないか、という話も出ました。

では、何故11月1日まで飛ぶかと言うと、事業所の給与計算の途中で、例えば、10月3日とかに最低賃金が変わって、給与計算の手続きが非常に難しくなるよねと言うことで、事業所としては途中で変わるのはどうなのかなという話が出て、結果としてあやふやになりました。

今、日程調整をするに当たって、どう考えていいのかと。

甲斐会長代理

すみません、いいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

甲斐会長代理

今の御意見に関しては、私は反対です。

10月1日にとということについて、議論しているわけではないわけですよ。会議の在り方として、土曜日曜日にすべきではないと。10月1日を目指すのであれば、それなりに会議を進行させればいいと。

そもそも、中央最低賃金審議会がそれに間に合うように目安を出さなかったこと自体に、ある意味責任はあるわけですから、そういったことも含めて、会議の日程を土曜日曜日にすべきではないのではないかというふうに申し上げます。目指すところは、10月1日発効です。

だから、11月でいいじゃないかみたいな意見は、ちょっと違うと思いますので、申し訳ありませんけど。

松永委員

考え方として、そういう話が出たということだけを伝えただけで、富田会長がおっしゃられたのが、皆様共通で10月1日を目指すとかおっしゃられたので、使用者側として10月1日を目指していることが、第一義的にきているわけではないんじゃないかなと思った次第です。

中央最低賃金審議会の目安が遅れてるから、結果としてずれて、10月1日に発効できないというのが、自然の流れではないかと思います。

甲斐会長代理

いや、できないはずはないですよ。やろうと思えばできるわけですから。

草場（義）委員

結果的にできないのは、結果ですから。まだ、結果がでる前の話を、それに向けてやりたいという気持ちをこちらは述べておきまして、それに向けてやっていって、できなかったというのは結果なんですよ。それはそれでいいんですよ。それを、今からできないですよと言われること自体が、いったい何なのかと言う話です。

松永委員

そうするためには、例えば、土曜日曜日とか話が出てきたでしょうし。

甲斐会長代理

すみません。目安が出ないと、議論に入ることはできないということはありませんか。

富田会長

法的にですか、例えば、目安なしに決めてしまう。

甲斐会長代理

決めてしまうわけではないですけども、議論に入ることができないというわけではないですよ。

富田会長

ただ、現実的にやっぱり目安が出てこないことには、なかなか決めづらいつ進めづらいというのは、実際上ありますので。目安が出るまでは、待つておくしかないと言えれば待つておくしかないですよ。

吉岡委員

一昨年は、目安を出さなかったですよ。

甲斐会長代理

結論が出ない、出さない。目安を出さないという結論が出ない、出さないとならないとはちょっと違います。

草場（義）委員

数字が出なかった。数字は出せなかった。どちらがいいかなあ。

富田会長

ただその時でも、中央最低賃金審議会の目安小委員会の話ですが、労働者側はこう主張したとか、使用者側はこうだったというのはありましたので、これを材料には使いましたけれども。

矢ヶ部委員

私としては金額の審議ですので、金額審議とか今後の佐賀県の最低賃金をどうしていくかという話の場合なので、発効日はまた別として考えて、9月30日に決まって10月1日の明日から、金額改定ではないじゃないですか。

8月に合意をして手順を踏んで、10月の何日に発効して、法的にはここからは皆さん守ってくださいということですので、10月1日に経営者側も最低賃金が上がるので、今月からいくりにしましょうというのは、労働者と会社が決める話なので、この場合は、金額をいくりにして今後どのようにしていきましょうかという会ですので、私は発効日より、金額審議が一番大事というかそのような会だと思っております。

早めに決まることに越したことはないですが、どのようにしていくかということが、非常に重要ではないかと思っております。

草場（義）委員

いいですか。

富田会長

はい、どうぞ。

草場（義）委員

私も同じ気持ちというのは、結局、10月1日に向けて何が何でも走ってしまうと、議論を十分に尽くせない中で10月1日が正しいのかということ、そうではないという認識ではあります。

だから、結果的に伸びてしまうのは仕方ないですが、でもそこに向けてみんなで一丸となってやりましょうという気持ちは必要ですよ、ということを手帳させていただきました。

真に、矢ヶ部委員が言われているところで、中身がガタガタなのに早くというそんな話にはならないし、結果的に伸びたら仕方ないですねという思いはあります。

松永委員

よく分かりました、賛成です。

草場（義）委員

そういうことです。精神論で話せていただいているところです。でも、そういう気持ちは必要だと私はそう思います。

甲斐会長代理

すみません。私が、土曜日曜日の会議の開催に反対している理由は、土曜日曜日に委員会というものを開催すべきではないと言うだけのことで、むしろ、私は10月1日発効にどちらかという目指しています。

だから、そのような中身の問題よりも、このような会議を土曜日曜日に開催するという、意味が見いだせないというふうに思っております。しかも、私たちが会議することによって、労働局の皆さんは、会議のセッティングをするということになります。だから、そのようなことまで敢えてやる意味があるのかと問うているだけですので、皆様がそれでよろしいということになれば、私はスケジュール的には空いておりますけれども、このような審議会の開催の在り方を問うているだけです。

富田会長

使用者側の方で、何かご意見はございませんか。

西岡委員

目安がいつ出るかによって、スケジュールの調整も必要になってくると思います。その段階で委員の皆様の都合もありますから、事務局の方に日程調整含めて、早い時期に皆様が出席できる日程で調整していただくということになるかと思えます。

土曜日曜日に開催するのがいいかどうかは、私もここで発言は控えますけれども、少なくとも「栄の国まつり」がありますので、商工会議所関係はきつと目一杯だと思えます。

富田会長

そうですね、中々難しい問題ですが、他にできるだけ御意見を伺いたいと思えますので、お考えがございましたらお出しください。

西岡委員

結論を言っておりませんでしたので、結果、平日でできれば平日の中で時間調整いただいて開催するのが、一番いいのかと私は思います。

富田会長

いかがでしょうか。

安永委員

あまり公益委員の立場で言うべきではないかも知れませんが、やっぱり私も甲斐会長代理と同じで、土曜日曜日の開催には否定派です。と言うのは、先ほど甲斐会長代理がおっしゃった、結局、委員会の都合で労働局の職員の皆様の本来であれば公休日を潰すという、勿論、配慮は何かしらあるでしょうが。それもありますし、土曜日曜日に審議して労働の時間を費やすというのは、最低賃金の場ではありますけれども、今般のこの「働き方改革」の流れにおいて、土曜日曜日もがんがん過重な労務を提供するというのを、この審議会が示すというのは何かあまり格好はよろしくないなと思いますので、土曜日曜日の開催は、私は否定の考えです。

勿論、10月1日発効に否定する趣旨ではないですし、早期の発効は望ましいというところは前提としております。そうは言え、土曜日曜日の審議会開催というのは、別問題で否定的な考えを持っております。

富田会長

どうもありがとうございます。他にございませんか。

(意見・質問なし)

富田会長

それでは、そろそろ結論を出さなければいけないんですけど、私も気持ちとしては、できるだけ早く発効する方が、特に最低賃金という制度の性格上望ましいというのは、本当に良く分かります。その気持ちが、痛いほど分かります。

ただ、やっぱりこの審議会というのは公のもので、決まったルールの上で議論して決めるものであります。絶対に動かせないという程のルールではないですが、一応決まったルールの上で走ってみて、何秒で走れたかというような所もあります。やっぱり決まったルールと決まったコースを少しずらしてというのは、いい例えではないかもしれませんが、形式からするとこれは我々の責任じゃないし、中央最低賃金審議会が悪いとか言ってもしょうがないですけども、中央最低賃金審議会こそ土曜日曜日にやって欲しいと私は思います。

申し訳ないですけども、労働者側の提案には気持ちは非常に分かるということは何度も言いたいですが、今決まっている1日・3日・5日それから8日までがほぼ決まっております。8日と9日が予備日みたいになっております。

とにかく当面は、1日ははっきり言うてできないと思います。それから、3日と5日に開催して8日まで行くか、行かないで決めるのが一番いいですが、



そこは、開催してみなければ分からないことでもありますので、土曜日曜日開催は、今回は見送らせていただくということにさせていただきたいと思います。

折角御提案いただきましたが、こういうことでやらせていただきたいと思います。

それでは、今の議題につきましては以上とさせていただきます、それから、いくつかまた議論しておかなければならないことがあります。

最低賃金の決定につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめその議決することにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められておりますが、従来から、佐賀県最低賃金の審議においては、同項の適用をせず、専門部会で審議していただいたものを、また改めて本審議会で議決するというのでやってまいりました。

今年も、専門部会の議決をもって本審議会の議決とすることを止めて、従来どおり、本審議会で議決するやり方で今年も踏襲するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうも、ありがとうございます。

それから、次に専門部会の公開についてです。専門部会は、基本的には公開ではなく今まで専門部会の冒頭で、「専門部会は非公開として行う」としてききましたが、一旦、専門部会を開いていて、そこでこの専門部会は非公開であるので御了解いただきたいというのはおかしいので、専門部会を開く前にこの本審議会の方で予め決めておきたいと思います。

本年についても同様に、専門部会は非公開ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

ありがとうございます。

次に、議題(3)その他ですが、ほかに何かございますか。

矢ヶ部委員

8月1日の第1回専門部会は、ないということですか。

労働基準部長

こちらの方から、仮に目安が出て開催できるようであれば、御連絡は差し上げます。流会になる場合も、お知らせいたします。

富田会長

今日、中央最低賃金審議会が開かれているという話も聞かないし、土曜日曜日に開催するというのも聞かないし、土曜日曜日に開催されなければ、1日に目安が出るということは考えられないので、皆様そのように考えといていただいていると思います。事務局の方に、その辺はお任せいたしますので、よろしく申し上げます。

矢ヶ部委員

ない可能性が高いですね。

労働基準部長

高いですね。

吉岡委員

そうすると、2日とか4日は可能性はありますか。

労働基準部長

今、予定を組ませていただいているのが1日の次は3日なので、ここにまた2日を入れるとなると、新たに日程調整をするのになかなか難しきろうと考えております。1日が流れれば、次は3日というふうに御了解していただければと思います。

富田会長

何とか3日に開催できるように、頑張ってくださいと思います。

草場（義）委員

そうですね。

労働基準部長

そうですね、また、3日でも目安が出ないということになれば、また、御連絡を差し上げて次5日という話になります。

富田会長

中央最低賃金審議会の目安審議会が、スタートがいつしたのか分かりませんが、去年はオリンピックがあって遅くなるので待っというメッセージが伝わってきましたが、今年は本当にいつごろからスタートしたのかちょっと分かりませんが、勿論、目安審議会で徹底的に議論するのは望ましいことなんですけど、スタートをできるだけ早くして欲しいなということ、佐賀の地方最低賃金審議会からそのような声が出ているということ、是非あげていただきたいと思います。

労働基準部長

それは勿論、地方最低賃金審議会の意見としてあげさせていただきます。

富田会長

それでは、日程等につきましてはだいぶ議論いたしましたが、事務局の方から補足がございましたらお願いいたします。

賃金室長

それでは、開催日程につきまして、事務局の方から確認と補足をさせていただきます。

資料5の「令和4年度佐賀地方最低賃金審議会開催日程」でございますが、これは前回の再提出資料でございますが、そのまま掲載させていただいております。

既に御案内のとおり、8月1日が厳しい状況で流会になるだろうと考えます。先ほど、審議の中で仮に目安が中央最低賃金審議会の方で答申がなされた場合には、3日の第1回目の専門部会におきまして目安伝達を行うというところ です。

川辺労働基準部長から説明しましたとおり、仮に3日も中央最低賃金審議会の目安答申が出ない可能性もございますので、その時はメール等でご連絡の方をさせていただきます。

予定としましては、3日、5日それから予備として元々組んでいます、8日、9日と10日というところです。日程的には以上ですが、時間的には、同じように仮に中央最低賃金審議会の目安が出まして、専門部会の方で金額審議まで済んだところで、採決等の委員会を佐賀地方最低賃金審議会にて答申の審議を行い答申します。

時間につきましては、予定通り午後3時から行います。これについてもメール等で御連絡いたしますが、本審メンバーの方には申し訳ございませんけれども、その心づもりでそれぞれの日の予備で持っているあたりに、場合によっては、それよりずれ込む場合には、富田会長からお話があったとおり再度事務局の方から日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。  
事務局からは以上です。

富田会長

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会は以上とさせていただきます。

議事録の署名につきましては、労働者側草場（義）委員、使用者側平野委員にお願いします。

それでは、皆様どうもお疲れさまでした。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---